

〈研究ノート〉 山崎延吉の農本思想の変容(2) 合理主義者から精神主義者へ

真板, 道夫 / MAITA, Michio

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

82

(開始ページ / Start Page)

27

(終了ページ / End Page)

44

(発行年 / Year)

2014-09-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011295>

〈研究ノート〉

山崎延吉の農本思想の変容（二）

—合理主義者から精神主義者へ—

真板道夫

目次

はじめに

一 山崎延吉のプロフィール

二 山崎延吉の農本思想の三本柱

1 農村自治の鼓吹（以上、前号）

2 「農村計画」の主張（本号）

3 農民道の唱道（以下、次号）

三 考察

おわりに

2 「農村計画」の主張

山崎は、大正一二年から一四年にかけ『帝国農会報』

（帝国農会機関誌）に「農村計画は国家の急務」と題する

山崎延吉の農本思想の変容（二）（真板）

主張を連載した（昭和二年に『農村計画』にまとめられ、刊行された）。この主張のテーマは、農業の振興は国が樹立する「農村計画」のもとに府県・市町村が実施計画を策定し、実行にあたるべし、とするものであった。二一において明らかにしたように、山崎は明治末から大正初期にかけて、当時の農業危機の克服は農村自治の確立、農民の自助によって成し遂げられると説き、ユートピアを描き出したが、一〇年足らずして主張を変え、国が作る枠組の下に新たなユートピアを描くこととしたのである。この背景には、主観的には、彼が愛知県立農林学校の校長を辞した後、①帝国農会幹事に就任し、農会の米投売防止運動を指導して成功したこと、②小作制度調査委員会委員に就任する等政府の政策決定に参与し、農業情勢を全国的な視野において

捉えることができる立場に就いたことが挙げられるが、客観的には大正期、とくに第一次世界大戦後の農業をめぐる社会情勢の急激な変化があったと指摘することができる。

（一）第一次世界大戦後の農業情勢の変化

イ 第一次世界大戦は、我が国経済に異常とも言うべき繁栄をもたらしたが、農業に対する影響は二つの面に現れた。その第一は農産物価格の高騰であり、第二は農村労働力の都市への流出である。まず農産物価格の高騰については、これを米の消費地価格（東京市玄米卸売相場年平均・石当り）について見ると、大正四年の一三円〇七銭を一〇〇とする指数は翌五年から七年にかけ、一三六・一五二・二五一と上昇し、米騒動が全国に起った同八年には三五二と急騰した。⁽¹⁾ 農村労働力の都市への流出は、工鉱業労働者数の増加を農村からの供給と見ると大正三年から同九年までの七年間に人数で約一〇〇万人、率で一・五五パーセントの増加となっている。⁽²⁾

ロ しかし、戦争が終結し、世界経済が次第に常態に回復すると、農業経済に繁栄をもたらした諸原因は消滅したのみならず、その反動により農産物価格は下落し（米価について、上記指数を用いれば、大正一〇年二三六・一一年

二六九・二二年二四八）、⁽³⁾ 都市失業者の帰農が見られる一方で、好況時に向上した農村の生活水準は容易に戻らず、農業経済は大戦前にもまして困窮化した。この結果は、自作農家の減少、小作農家の増大となって表れている。即ち、大戦前の大正三年の自作農家の全農家戸数に占める割合は三二・四パーセントであったが、戦後の同一一年には三一・一パーセントに減少する一方、小作農家は二七・六パーセントから二八・〇パーセントへと増加している。⁽⁴⁾

ハ この情勢に対応して、農業界に二つの運動が生じた。第一は米価の下落に対抗して大正九年に地主を主要メンバーとする農会が惹き起した米価維持運動（米投売防止運動）である。この運動は、帝国農会幹事に就任した直後の山崎の指導により全国に広がった。⁽⁵⁾ その成果は、米の需給調節を目的とし、政府が米の買入、売渡を行う「米穀法」の制定に結実した。農業界における運動の第二は、農民組合運動の勃興である。農民組合の指導により小作人組合が結成され、小作争議が増加した。即ち、大正九年の四〇八件から翌一〇年には、一・五七八件に急増し、その後高止まり傾向で推移した。⁽⁶⁾

小作問題は、米価の低迷に対応して小作料収入の確保を図ろうとする地主側と生活水準の向上がもたらした生活費

の増嵩を小作料の引下げにより地主へ転嫁しようとする小作人側のせめぎあいであるが、農民組合が前面に出ることによって階級闘争の様相を帯びるに至った。この問題は、大正末から昭和初期にかけ農商務省（大正一四年以降は、農商務省との分離により、農林省）や帝国農会に農業・農村政策上の重要課題の一つとして、重くのしかかるものであった。

（2）山崎延吉の「農村自治」ユートピアの崩壊

これらの農業をめぐる情勢の変化は、二一において述べた山崎の農村自治に関する主張の基盤を崩壊せしめた。第一に、山崎が築きあげた理想的な農村ユートピアの実現は困難となった。山崎のユートピアは徳性に優れた指導者の存在があつてはじめて存立するものであったが、彼らは明治末から大正にかけて引退し、死去した。あるいは指導者がなくとも模範村と仰がれた場合には時代の趨勢に流され、ユートピアのモデルたる模範村の崩壊をもたらし、と山崎は指摘する。また、彼自身は「多年地方の爲めに最善の努力をした。〔中略〕地方改良の事や、民力涵養の事にも、随分物好者と嘲られるまで、東奔西走の活動もやつた」と述懐するほど力を尽したが、町村是調査は竜頭蛇尾

に終り、何の効果ももたらさなかつた。それは官僚の内容が変わり、強い信念を持つ人、理想を抱く人がいなくなつたためである、と言う。

第二は、時代の変化である。山崎は、大正九年、時代の変化を「大正の御代になると時局が始まり、時局中の出来事は恰も火に油を注ぐが如く世の中の変遷を大ならしめ、其の油の爲めにどう云う変化を来したかと云ふと第一に国民の思想の上に変化を示した」と述べ、国民の思想の変化として捉えている。その思想の変化とは、まず「人格の平等意識——言ひ換えれば人間の平等観である」とし、「斯う云ふ傾向が未だ農村の表面には現はれて居らぬけれども、其の思想の流れが漸次拡がって將に現はれんとして居る」と警告している。農民組合の結成が盛んになるのは大正九年の後であるが、山崎の時代感覚は労働運動の流れが早晩農村にも及ぶと見通していたのである。次に「利益の均等である。〔中略〕地主に対して小作人の小作米問題が起るのは、利益が均等に分配されない爲めである。〔中略〕地主に於て〔中略〕小作人に利益を与えることをなさず、樂をして多くの利益を食つて居るから〔中略〕、機会があれば勃発せんとして居るから、何らかの方法に依り譲り合ふことが大切」と述べ、小作人に適正な利益を与えるよう地主

の譲歩を求めるのである。最後は「権利の平等」である。「利益には金銭と云ふ有形のものが付いて居るが、権利には形がない」と述べ、「即ち選挙権は租税の多寡により差別を付し、一ヶ年貳円以上の納税者でなければ公民権を与へないのは天下の公道ではない。誰にも平等に選挙権を与へて然るべし」とすべての国民に選挙権を与えるべき、と主張する。この主張は、大正八年に起つた普通選挙獲得運動に対応したものと思われる。

山崎は、このように時代の変化を説くことによって、地主に対し、明治期にまで農村社会を支配していた儒教的秩序は、平等意識が進む大正期の村民には受け入れられないものとなつたと、自覚を促すのであるが、同時に彼の「農村自治」の基礎が変革したことを思い知らされたであらう。

(3) 「農村計劃」の主張

かくて、山崎は、彼が構築した「農村自治」による農業・農村の振興の枠組の変革を余儀なくされ、新たな農本思想を主張するに至つた。

イ 契機 山崎は、この主張の契機として、二点挙げる。

第一は政府の都市偏重政策への不満である。「都市に住むものと農村に住むものとは、何等の差別がない」ことを

指摘し、「平等であり、差別なき人である以上は、農村に住む人は、文明の恵沢に浴し、文化の恩典に接する事に於ても差別なき待遇を要求し、平等の施設を主張する権利がある⁽¹²⁾」と主張する。山崎は、国民の平等意識の進展を、前項においては地主・小作人関係で論じたが、ここでは市民と農民との間における文化、即ち近代的生活に接する機会を均等にすべしとの権利の要求として表す。ところが、都市には「都市計画法」が施行され、関東大震災後の帝都復興は、本来地方自治体の主導する都市計画事業として行われるべきところであるが自治体にその力がなく、政府の帝都復興院の事業として行われている。そうであるならば、国は同じく力のない農村に対しては国費をもつて「農村計劃」を実施すべきであるとする⁽¹³⁾。

第二は農村問題に対する政府、政党の場当たりの対応への不信感である。第四六回議會（大正一二年一月一—一三年三月）は、農村問題議會と言われるが、加藤友三郎内閣は、始めは營業税を軽減すれば地租も軽減すると農会の代表者に言明して置いたにも拘らず町村長会が極力義務教育に対する国庫補助を要望したために、中途にして意向が変わり、義務教育費の増額と地租の据置を議會に提案した。山崎は、「何人も政府が農村に対する誠意のないことを痛

感して」おり、また、「臨時調査会を設け根本的及応急的の政策を調査し以て速かに適當の対策を樹て其実行を期せられん事を望む」と建議した政党についても、「今日の政治は調査で日を費し、理想論で茶化し、空論で得意がる憾みあるは、之農村問題が天下の問題となり、それが今日漸く政治化せざるを得ざるに至りし所以」と嘆き、「苦々しきは、農村が真剣になり、農村が本気になる程の重要問題ほど、政党の間に利用され、否悪用さる、傾向を見る事である」と政治不信を露わにしている。

ここに至つて、山崎は「敢て政府を責めようとは思はぬ。何故なれば、それほどの大経綸を藏する人を此処に見ないからである。政党を罵ることも避けやうと思ふ、何となれば之れほど経国済民に誠意ある政党を認むることが出来ない」と政府・政党に見切りをつけ、自ら「農村に対して根本的の計画を樹立すべし」と、叫ぶことになった。その計画とは、農村は如何にすべきか、農民を如何にすべきか、農業の将来を如何にすべきかの計画であつて、「今日の如く、応急策ばかりでは迷ふものが殖える、惑ふものが多くなる、之れが農村の今日を招来した所以である、農村の窮状が到来した原因である」と述べ、現今の政策がその場凌ぎのために現場である農村が当惑すると非難するので

ある。⁽¹⁵⁾

口 山崎の農村に対する現状認識

次に、山崎の言う「根本的の計画」について述べる前に、彼の農村に対する現状認識について述べたい。

山崎は、農村の現状として特に指摘すべき事を次の四項目をあげている。即ち、(あ)小作争議の益流布すること、(い)農民の離業心、(う)中農の没落、(え)迷惑の民の増加、である。

(あ)小作争議の増加については、山崎は、小作制度調査委員会の特別委員として、「農商務省が調査して発表する数字」に通じており、調査に洩れたものが多くあることを熟知していた。⁽¹⁶⁾小作争議は、その發生の原因は上述した如く、国民思想の変遷による平等意識の普及であり、それに氣づかない「頑迷・横暴な地主の存在」である。そこで、山崎は、「小作者の権利を保障し、小作者の存在を認むる立法の必要」⁽¹⁷⁾と小作法の立法を主張する。小作法の立法目的は、耕作権を強化し、地主・小作人間の権利義務を明確にすることにより、小作争議の未然防止を図ることにあつた。これは山崎が理想とする地主・小作人関係を擬似的親子関係とし温情をもつて解決すべきとの主張とは背馳すると思われるが、現実問題としては、小作問題は法的解決に

委ねざるを得ないという認識に至ったものであろう。

(い) 農民の離業心 農民の離業心とは、農民の農業と農村生活に対する忌避のことである。上述した如く、第一次世界大戦中、諸工業は農村から労働力を求め、戦後不況により移動した労働力の一部は農村に還流したが、彼らが「農業を阿呆らしい仕事と解釈し、馬鹿らしい業務と見縊り、気のきかぬ勤労なりと思ひ込むで、何となく熱心な態度が抜け、忠実なる勤務を缺き、執着心が薄らぐ」のは「全国各地に於て見る現象であ」り、「中には生活の向上に刺戟されてか、虚栄の流行に感染してか、農業労働の醜汚なるを恥ぢ、粗野なるを嫌ふて、農業を忌避せんとするものである」⁽¹⁸⁾と現状を認識する。そして「農民の負担は苛重であり、農産物の価格は不安定であり、農村の金利は高い、加ふるに下らぬ争議に面白からぬ日暮らしもせねばならぬが事実」と、農民に同情を示すが、その解決策については、「処する道がある。「中略」其道を講じ、其道を開くが、即ち農村計画でなければならぬ」と「農村計画」にすべてを委ね⁽¹⁹⁾、具体的方策を示していない。この方策は、農民の士気を高める以外になく、そのため山崎は、大正末期から「随神道」に基づく農民が天皇の民として踐むべき精神的指針を「農民道」と名付け、その唱道を行うようになって行く

のである。この「農民道」については、二三において詳述する。

(う) 中農の没落 中農とは、「中小地主及自作農」⁽²⁰⁾を指す。山崎は、特に農業に従事せず小作料収入に依存していた在村の「中小地主の滅亡は、或は自業自得と見らるゝ、もあるが、悲惨の感じがし、物の哀れを覚えしむる」と同情する。しかし、その結果、農村の負担が「益重くなり、資金の融通が困難になり、人物が居なくなり、暇のあるものがなくなる結果、公共事業が退嬰することになり、益農民の境遇は苦しくなる許り」である。そして、「中農は農村の中堅である「中略」中堅没落滅亡は、即ち農村の打撃であり、農村が衰へ行くことである」と嘆く⁽²¹⁾。在村地主は、村の中心的指導者であり、農事の改良進歩の中心であった。しかし、上述したように農産物価格の下落、小作料収入の低下に加え、地租が高水準に維持されてきたため、生活基盤が脅かされていたが、それにも拘らず村内では中堅たる安定的存在であることには変わりなかった。山崎は、自作農については土地兼併を避けるためにも「村民は必ず自作をせねばならぬといふ村風をつくらねばならぬ」⁽²²⁾ことが持論であり、その没落は「農村自治」の実現に大きな脅威であった。(え) 迷惑の民の増加 「迷惑の民」とは何か。農村の不景

気の最中であつて、「農業以外の副業もなく、副業として労役に服することも困難、都へ出でて失業者となる恐れがある」人を指す。言い換えれば、農村に滞留する潜在的失業者のことである。山崎は、「同情に堪へぬ」と嘆く。このため、「農村当局者が目醒めて、何等かの計画を立てねばならぬ」⁽²³⁾と指摘している。

山崎は以上の状況にかんがみ、「農村計画を急務とする。農村計画を樹立するに非ざれば、農村の窮状は、救はるべくもない」⁽²⁴⁾、「農村計画がないため」理想に生き、希望に活きる青年処女が農村を見縊り、農民生活をあき足らずとするは無理のないこと」⁽²⁵⁾であると農村計画の樹立を強く主張するのである。

(4) 「農村計画」に対する国家の責任

山崎は、「農村計画」について国家が責任を負うべきであると、以下の論理を展開する。

まず、都市計画法によつて「都市は既に都市計画を立て、時に従ふて面目を新たにし」⁽²⁶⁾、「今や政府の事業となつてゐる」⁽²⁷⁾が、これは「都市偏重の政治」であり「市民本位の政策」⁽²⁸⁾であると批判する。しかし、「都市と農村とは等しく国歩を進むる両脚であり、国家の重任を負ふべき双肩である」⁽²⁹⁾、

と都市と農村が国家にとつて重要な機能を有することを想起させる。そうであれば、「農村計画と都市計画と併立すべき」であり、「一方に偏して双方に完全を期する能はずば国家の栄ある前途」に「脅威する」⁽³⁰⁾と強調する。山崎は、国農本の立場に立つが、偏狭な農本主義を主張せず、都市と農村の均衡ある発展が国家の繁栄の基礎であると云うのである。

しかしながら、山崎は政府・政党に「農村計画に対し何等の議論も主張も宣伝もないことを遺憾とする」⁽³¹⁾。そこで、「農村計画は農村振興の根本的処置」であると主張し、⁽³²⁾それ故「都市計画が既に国家事業であれば、農村計画も亦国家が之に責任を分つは当然」⁽³³⁾であると、国に対し、「農村計画」について都市計画と同等の責任を主張する。しかし、その実施については、「農村計画」は「地方行政の真髓」⁽³⁴⁾であり、「地方刷新の基礎的事業」である以上「町村の仕事であつて」⁽³⁵⁾「国家と地方自治体の共力に待つべき」⁽³⁶⁾と述べ、「農村計画」関係の事業の主体性は、地方自治体にもあることを強調する。

山崎は、二一に述べたごとく、明治末・大正初においては、国家に依存しない「農村自治」の下に農村振興を鼓吹したのであるが、ここに至つて持論を改め、国家に対し農村振

興策の樹立を求め、その下において町村が国と対等の関係で事業を実施するよう主張するのである。

(5) 農村計劃に盛り込むべき事項

イ 農村人口配分計画

山崎が主張する「農村計劃」は、前述の如く「農業振興の根本的処置」であるからには、我が国農業の宿命と言うべき耕作農地の零細性に「触れずして農村問題は絶対に解決が出来ぬ」⁽³⁷⁾のである。したがって、「農村計劃の根本的事業は農村の人口戸数を処理案配する事が先決問題であり、必要なる事項」となると主張し、人口配分計画が「農村計劃」の最重要課題であると指摘する。この人口配分は農村の自主的能力を超えるものであり、「国家の力を以て国法の偉勢を以て、則る所あらしむることが肝要」⁽³⁸⁾と、国家が法に基づき推し進めなければ不可能であると、国家権力の発動に期待するのである。

(あ) 農業経営維持可能農地面積 農家人口の配分に当たっては、一戸当たりの農業経営維持可能農地面積を基礎としなければならぬ。ところで、耕地耕作面積別の農家戸数の割合は、大正九年の統計によれば「一町歩未満の耕作は略七割を占めて居るが實際である」、「一般の農家は「中略」

米麦が主要であるとして見れば、本邦農家の将来は悲慘を加ふるのみと断定し得る」⁽⁴⁰⁾と述べ、耕作面積一町歩未満が大多数を占める我が国農家の将来に危惧を抱くのである。

そうであれば、山崎は農業経営を維持し得る耕作面積は如何ほどと考えていたであろうか。「元来農家には何程の耕地を要するや、「中略」学者間にも定論がない」と前提を置きつつ、「現在の農法で、現在の農民であれば、全国的に達観して、農家戸当りの反別は略二町歩なれば如何にかやって行ける様」と推算する⁽⁴¹⁾。この推算に基づけば、「現在の農家戸数を半減すれば、戸当り二町歩の耕地を割り当てる事になる」、「すなわち、「今極めて達観的に、極めて総括的に計算して、現在の農家戸数を半減すべし」、「やれば出来ぬ事でもなく、やれぬ事でもない」と、吾輩は断定するのである」⁽⁴²⁾と強気である。

(い) 農家戸数の半減と戸当り農地の均分化 この具体的な方法は、「農家戸数の半減」と「戸当り農地の均分化」の二つに分かれるが、まず土地の均分化については「今日「中略」土地所有権の均分を計画すべきは、自治事務の主体とすべき」⁽⁴³⁾と、町村の仕事であると説き、政府の権力的な政策より町村のそれぞれの事情を汲み取って実施することに期待しているのである。山崎は、また、「土地均分化

の政策と、土地所有権を町村に保留する政策と、適當なる土地面積を農家に割当てる政策とが、速かに行はれざる限り、農村振興は農村内の訂争で阻止され⁽⁴⁾ると、町村の管理の下になされる土地の再配分政策が農村振興の成否に懸かつていると断言する。次に農家戸数の半減については、適正な人口の配分が前提となる。①まず農村から都市への人口吸収は、都市計画に期待する。山崎は、都市計画は「都市の爲めの事業に非らずして、国家の大策上、国民の安定を目的とし、農村過剰の人口を消化するためのものであらねばならない」と主張するが、「我國の都市計画は斯る大策に立案せしものでなく、斯る国策に即したものでなく、単に西洋のそれに模倣せしむものであるは、困ったものである⁽⁴⁵⁾」と嘆いている。都市計画は交通、区画、住宅、衛生など快適な都市環境を整備するための計画であり、山崎の主張する人口の受入れを計画することは制度の目的に添わない。しかし、山崎は、あくまで理念的に「都市計画」は都市のための事業ではなく、「農村計画」と整合性のある計画たるべきことを求めるのである。②次に農村間の人口配分については、ただ、「全国の農村を通観すれば二個の極端が存する事を見る」と人口の過剰な地と過疎の地があることを指摘し、「農村計画の事業として、余る数と足ら

ぬ数とを比較して、足らぬ所に余る方のものを収容の出来る丈け収容移住せしむる道と方法とを考慮すべきである。やれば道が開け、やる気になれば方法工夫も生まれるものである」、「内地植民移民の必要は人之を知る。全国的に農村計画を立てざる限り、解決さるゝ時はあるまい⁽⁴⁶⁾」と言い、あるいは「県内で融通がつく所もあらう。郡と郡との間で事の決する所もあらう。或は村と村との相談で出来る所もあらう。要は早く農村計画を立て、各農村の戸数人口の比較をして見ることである⁽⁴⁷⁾」と言うだけである。いい智慧がないのだろうか。

(二) 移民の提言 いやそうではない。山崎の目は国外に向けられているのである。曰く、「朝鮮は何故に合邦したか、満洲や蒙古に利権拡張は何の必要があつてのことか。朝鮮には耕地となるべき土地が沢山あり、鮮人の力で如何するとも出来ずして放置されている所が際限なしにある。「中略」不幸にして蒙満の地を踐ま⁽⁴⁸⁾ないが、其処にも余地多きは常識でも判断が出来る⁽⁴⁹⁾」と、朝鮮、満蒙に移民の可能性を見る。

(三) 副業の奨励 また、山崎は副業を奨励する。彼は上述したように「やれば出来ぬ事でもなく、やれぬ事でもない」と断言する一方で、「それが出来ぬ所、出来難い所に

於ては、新しい仕事を見付け」即ち「繁閑を生ぜざる農業経営をすることが先決問題である」⁽⁵⁰⁾と述べ、現実に立ち返る。新しい仕事とは、副業である。山崎は、「副業を本業の余力に於てなさるべき仕事」と定義し、副業の選択には「これがため本業に累を及ぼさざるもの」の心得が必要⁽⁵¹⁾としている。

この副業的農畜産物を各種生産する産地の代表として、山崎が居住する愛知県碧海郡を挙げることができる。同地域は「日本デンマーク」と称され、米、麦、繭のほか、西瓜、鶏卵、柿など六種の農業を経営（山崎は「多角形農業」と云う）⁽⁵²⁾し、「所要の耕地面積を耕す能はずして、而も成功農家に算へらるゝものは皆主業収入に倍する副業収入を得て居る。養蚕の収入が穀作収入の倍であったり、養雞収入が米麦作収入の倍であ」⁽⁵³⁾ると、農地は小面積であっても、副業に力を入れれば多収入を得られるとしている。

口 人物の養成

如何なる事業も計画も人によってなされる。しかし、山崎は、農村には「才幹の人も生れ、剛腹の人も出来、有魂の人も出産するが、今日の社会制度と人の風潮は、夫等有為の人を駆って皆都会の人たらし」⁽⁵⁴⁾め、「人物の農村退却は大河の決せしが如く容易に防げるものではない勢を示し

て居る。如斯して国家建設上急務とする農村計画を樹立せんとするは、恰も木に倚りて魚を求むるが如しである」と嘆き、「農村計画」の先決問題は、農村に人物止まらしむる事、付植する事、養成する事であると強調する。⁽⁵⁵⁾「人物」とは、「頭のよい人」ではなく「民衆の爲めに犠牲となる心あり、事に臨んで容易に動かぬ腹力があり、且つ時勢を洞見し得る人を意味する」⁽⁵⁷⁾のである。そのためには、肩書など名誉を与え、引退者を活用する方法があるが、急がば廻れで、「人物を養成する事ほど、今日の農村に必要な事業はあるまい」⁽⁵⁸⁾と、教育者山崎の本領を発揮する。教育機関は、義務教育を延長しても効果はなく、「寧ろ補習学校を拡張充実する事が費用少なくて効果多し」であるが、「非常の大革進を加へねば、今日の教育は有害無効に了はる」と主張し、「今強いて云へば山形県立自治講習所丈けは、吾輩の所論に従つて農村の人物を養成して居る」⁽⁵⁹⁾と、農村の人物教育は加藤完治が校長を務め、「随神道」に則り皇国精神をもつて農民教育を行う山形県立自治講習所的方式によらねばならない、と叫ぶのである。

ハ その他「農村計画」に盛り込むべき事項

（あ）経済機関（金融機関）の整備 山崎は、農村疲弊を自力救済する道は、「経済機関の整備と、其活動をはかる

より外に妙はない」と断言する。それでは、その経済機関とは何か。それは「産業組合法による信用組合」であるという。農村には「報徳社もある。貯金組合もある〔中略〕が最も時勢に順応した農村の金融機関は、何と云つても信用組合に限る。現に信用組合の活動せる所には、金融に不便を感じず、金利も比較的低廉であつて、多大の恵沢を農民に与へ、農村の経済を順調ならしめて居る」、〔所によりては今尚頼母子講が流行している所があり、それが為めに便利を感じて居るもあるが、然し巨細に考慮すれば何人も、それが時代後れのものであるに心付くであらう〕⁽⁶⁰⁾と、手放して信用組合の活動を高く評価し、かつて「農村自治」において信用組合と並び推奨された報徳社と頼母子講は時代後れとされ、捨て去られている。

(い) 隣保団結 山崎は、「隣保団結は、我国の旧慣であつて、特に農村固有の美風である。」「⁽⁶²⁾されば農村の人は、自己の文明に目醒めて、益其文明の向上をはからねばならぬ。それには先づ隣保団結の旧慣を尊重せねばならず、之が拡張をはからねばならぬ」、「昔は我国に五人組制度があつて、之によつて隣保団結の訓練が出来たものである」⁽⁶³⁾と隣保団結を称揚し、その尊重充実を奨める。ところが「旧慣打破がよいことの様に思はれ、思うて尊重すべき五人組制度の

破壊を敢てした所が多い」、「其癖之に代はるべき新しい試みをせぬので、人心の統一が出来ず、事業の共同が出来ずして、徒に煩悶し苦勞して居る」と、いたずらに良き旧慣を廃止し、これに代わるべき慣習の生まれない現状を嘆くのである。そして、隣保団結、事業の共同は、農業経営においては農作業の共同化、農業資材の購入、農産物の販売、農業倉庫の利用に、社会事業においては衛生施設の整備、防火防水設備の設置、生活改善の指導、上下水道の敷設、公園などの整備に見られると、その効用を挙げ、「農村当局の人并指導者は、農村公共の利益が発達する様に、地方公益が進捗する様に、共同の利用を計画すべし」⁽⁶⁵⁾「今少し真剣に策劃すべし、せねばならぬ」と絶叫する。「農村自治」において、「和協協同」を農村自治の真髄とした山崎は、農村疲弊の克服を願つて、益々農民の隣保団結を求めるのである。

(う) その他 山崎は、その他農村計劃に盛り込むべき事項として、陋習の打破、上下水道、診療所等の衛生施設の整備、農道等土木事業、地方への財源移譲等を挙げている。

(6) 基本調査

「農村計劃」は調査が前提となることは、言うまでもない。

それも「百年の計劃」を立てるには正確な調査がなければならぬ。それには、かつて前田正名が提唱した「町村是」策定の際に行った調査事業が参考になるはずである。「町村是」の調査にあたり、各府県は、調査案を作り、これを奨励し、郡も援助した。しかし、「今日中絶したまゝ、であり」、「何故それが持続せざりしやは、吾等の正に考究を要する問題である」と、山崎は過去の事例の反省から始める。山崎が見出した原因は、以下の諸点である。

- 一、調査が余りに細目に入りしこと、為めに繁に堪へざる感を抱かしめた
- 一、町村是を確立するに際し前途を考慮せざりしこと、目前に囚はれし嫌があつた
- 一、当局者の交迭が頻繁なること、前任者の仕事を踏襲するを好まぬ弊がある
- 一、時勢の変化が急なりしこと、意外なことが起つて案に相違を來たした
- 一、督励機関が不備でありしこと、所によりては督励の不行届があつた

これらが「折角の好事業を台なしにした原因」と認め、この反省に立つて、調査はある目的のための調査であるから、「目的以外の調査は「中略」見切りを大切にする覚悟

が必要」と、注意する。調査項目の大綱は、住民の人口戸数、その増加率、生活程度、人口戸数が当該町村の安定生活を得る割合になっているか、余剰人口戸数、不足の人口戸数、消化の余地の可否、補充方法、(移住者として)如何なる住民を希望するか、理想及びその実現方法、職業の現況、業務の能率、その改善の余地、機関の種類・新設すべき機関等であつて、すべて人口戸数の配分に関係する事項である。これを郡、県で纏めれば、人口の過不足が分かり、その人の職業も分かる、と言う。その上で「政府は、移住民を調査し、人口移動の方法を講じ、若し内地で片がつかぬ場合は、之を海外に輸送し、渡航者の将来を保障する政策を立つる必要」がある⁽⁸⁸⁾と述べ、調査の目的は人口戸数の配分計画策定に必要な資料を得るためであることを明らかにする。続けて「都市計画の進捗は我国人口調節が目的の一であり、過剰人口の消化が其効果の一に数へられねばならぬものである。故に農村計画をして、何程の人口過剰ありやが正確にならねば、都市の区域拡張は無意義になる」、「農村の人も都市の人も其処に何等の考慮をせぬを呑氣な沙汰」である⁽⁸⁹⁾と、嘆くのである。

(7) 「農村計劃」の実施

イ 実施体制

(あ) 国家行政組織の改組

山崎は、「都市と農村との併進を内治の要点とし、經国治民の大道⁽²⁰⁾」とするために、国家行政組織の改組という提案を行う。それは内政を国防、大藏、通信、都市、地方、司法の六省と、その他を所掌する國務省と宮内省との八省とする改革である。陸海軍は国防省とし、内務、文部、農商務の三省は廃止するという破天荒なものである。この改革の中心は、都市と農村とに対する施策は自から異なるものであることを基調に政策を立て、「都市と農村との併進、市民と農民との福利が公平に享受さるゝ様にせねばならぬ」とすることにある。「都市と農村とは決して画一的に考ふるべきものでなく、亦同一の文明や文化を望むべきものではない。〔中略〕故に商工業が主業である都市と農業が主業である農村の経営に於ても差別あるべきが当然」と地域の行政を都市と農村の二元的支配に単純化しようとするのである。これが思い切った主張であることを熟知しているが、「吾輩は吾輩の所論の架空ならざるを信ずる」と自信を示す。

大正一四年、農林省が農業界の輿望を受けて独立したば

かりなのに、山崎がこれを廢し「地方省」の創設を求めるのは、農林省は「自治政や教育の事は管掌する事が出来ない」、「不徹底であり姑息である⁽²¹⁾」と、その所掌權限について不満があるからである。そこで、農政の系統組織を立てるためには「地方に関する行政及政策は、地方省に於て總括して行⁽²²⁾」い「府県庁は地方庁として之を地方省に所屬せしめ」、「地方庁の下に郡町村が介在⁽²³⁾」するようにする必要がある⁽²⁴⁾と言ふ。一方、「都市省」は「都市に関する一切の行政及政策を總括し」、「従来の市役所は、之を都市省の監督に任せ、「府県庁の」商工課の如きは之を市役所に移讓すること、する」。「斯くして国家の基礎は平等に發達し、國民は公平なる進歩の道途に上ることが出来、産業の進展亦協調を得ること、なる。之れ国家永遠の弥榮を得る所以であり、國民は久遠の幸福を享受する所以でもある⁽²⁵⁾」と、高唱するのである。山崎は、「国土の経営と民族の繁榮は農業に依るに非らざればだめである。〔中略〕一系の天皇に統治せられて、炳乎として日星の如き国体上の光彩を放つは、建国当時よりして農本位の政治をしたからであり⁽²⁶⁾」と説く農本主義者であるが、農業の優位のみを主張するのではなく、我が国の繁榮が農工商の均衡ある發展に係っていると主張する現実主義者なのである。

(い)「農村計劃」の実施体制

「農村計劃」の実施体制は、国、地方庁、町村の三段階に分かれる。まず、国には農村計劃委員会を置く。その所掌事項は、農村計劃法の立案、国庫補助の研究である。地方庁には小委員会を置き、国県道、用水、耕地の整理など研究する。町村に町村委員会を設け、如何なる經濟機關を置くか、文化施設を設けるか、あるいは町村間の調整は如何すべきかなどは、町村委員会の所管である、とする。それぞれの委員会の構成は、比較的農村の事情に通じ、事業に明知の人とする。⁽⁷⁶⁾

(う)「農村計劃」実行の基礎機關

山崎は、農村計劃を実行する上で基礎となる機關(「基石」と云う)として、①自治機關、②教育機關、③經濟機關、④生産機關を挙げる。⁽⁷⁷⁾

①自治機關は、町村の役場と議會であるが、「自治政が本当に行はるれば、農村計劃が先決問題として考慮され着手されねばならぬ筈であるに、斯ることを見るは稀有で、多くは其の日暮らしの感がある」と、自治機關の不振を嘆く。これは公民教育が欠け、訓練も出来なかつたからであり、「真に我國の禍である」⁽⁷⁸⁾と述べ、自治体に奮起を促している。

②教育機關については、農村には小学校があるのみで、社会教育機關が出来ねばならないが、青年に公民教育を授け得る公民学校の施設を設ける所は僅少である。「全く今日の自治体は教育に恵まれず、地方民には公民教育に没交渉であるが多い」「之れ亦地方公共の事業が進まず、⁽⁷⁹⁾「中略」我國今日の行詰りを見る所以でもある」と教育者山崎の指摘は手厳しい。⁽⁸⁰⁾

③農村の經濟機關については、産業組合と農業倉庫を挙げる。産業組合は金融機關としての信用組合、農産物の出荷・生産資材の購入を共同して行う販売購買組合、農業機械・器具、施設の共同利用を行う利用組合などがあるが、その数は大正末期には全国で「一万四千以上になつて居るから、数の上では(すべての)自治体に普及してる様に考へらるゝが、實際は未設の町村もあり、⁽⁸¹⁾「中略」設置されて居るが何等の活動を見ずして無用と呼ぶる、もある」と述べ、普及・充実を求める。農業倉庫は米・繭の流通を産地商人の手から農民が取り戻すため、設置主体を町村、農會、産業組合に限つて認める施設であるが、保管機能は勿論、金融機能も有していることから、「農村には欠くべからざるもの」と云い、政府が農村振興の一策として補助額を増やし、増設と内容の充実はかかることを多とし、農業

倉庫の普及・充実をはからねばならないと勧めるのである。⁽⁸⁾

④生産機関については、農会を挙げる。それは「農家の福利増加をはかり、農民相互の融和をはかり、調査研究の機関となるは、農会本来の面目」だからである。しかし、「所によりては農会無用論が称へられ、農会を設けぬ所すらあり、解散を敢えてするものもある。農村振興が叫ばれ、其対策が論議される今日、全く皮肉の現象と云はざるを得ぬが、「中略」監督庁も亦之れを黙視して居る」と、憤るのである

(8) まとめ

以上、細かに「農村計画」を見てきたが、その構造は、二つに大別できる。

イ 第一は、直面する農村諸問題の根本的課題である土地の零細性Ⅱ農村の過剰人口対策を解決するための大胆な農村構造改革、それも過剰人口の受入先として都市及び朝鮮、満蒙を予定し、国家構造改革にまで及ぶ壮大な改革の提唱である。その背景には、大正時代の農業を含む社会情勢の変化によって、儒教的支配秩序が崩れ、農村自らの力によって農村救済を実現するというユートピアが崩壊した後、山崎が見たのは、我が国の農業の零細性が過剰な農村人口に

起因し、それが解決されなければ小作争議の頻発等階級闘争が激化し、ひいては国体の安寧を危殆に陥れるという危機的狀況であつた。それにも拘らず、国政を担う政府・議会は場当たりの政策を打つか、党略により解決を遷延するのみで、根本策を講じようとしなない。このため、政府も政党も頼むところではないとの不信感が『帝国農会報』に「農村計画は国家の急務」と題する一連の主張を連載し、国家行政組織の改組、都市と農村との分離行政、移殖民を含む全国的な規模の人口の配分計画、土地の公的管理を含む均分化計画という大胆な政策を提唱するに至つたものと考ええる。

山崎のかかる言説には、天皇制を最高の価値とし、近代の西欧思想への嫌悪、満蒙への移殖民を含む都市・農村人口の配分計画、土地の公的管理を含む均分化政策において超憲法的全体主義的色彩が見られ、北一輝などの超国家主義者の言説に似通うところがあるが、山崎はあくまで農民教育家に止まつた。彼は警世家であつても扇動者ではなかつた。五・一五事件について、「当年は農村と云へば思想穩健の所との定評があり、農民と云へば着実の民なりと誰でも信用して居つたのに、近來国家の不幸事件を敢行する者は殆ど農村出身者である事を思へば、農村に流る思想

の不安と危険が想像されて、黙過すべからざるものである事が分る⁽⁸²⁾と、農村に流れる思想の危険性に強い関心を示すだけで、事件関係者の動機そのものについては少しも同情を示していない。

ロ 第二は、「農村自治」の再主張である。「農村自治」を強く支配する道徳主義、人格主義による農村共同体の支配思想は既にみられないが、「農村自治」において強調された「農村計画」の実施をかつての徳性の高い村長等に代わる「人物」の指導力に俟つこと、そのためには農民教育を重視すること、村内平和を保ち、「農村計画」を的確に遂行するためには隣保共同に努めなければならないこと、勤労精神を養い、生活における無駄を省き、文化的農村の建設を目指すことなどは、「農村計画」の項目として、農村自治によって果すべき事項とされている。

このように見ると、山崎は「農村計画」を「国家と地方自治体の共力に待つべき」としたが、彼の意図は「農村自治」の限界を国家権力の助けを借りて乗り越えつつも、農村振興の主導権は農村に止めることにあつたと思われる。

なお、土地配分の整備及び土地利用の合理化、満蒙移民計画、農林金融の改善、農業経営組織の改善、農村社会施設の改善、隣保共助精神の発揚等山崎の「農村計画」の主

要項目は、昭和七年、農林省が推進した「農山漁村経済更生計画」に盛り込まれたが、この計画は山崎が唱道してきた農村自治の発現でなく、国家の農村統制策に過ぎなかつた。⁽⁸³⁾

註

- (1) 高橋亀吉『明治大正農村経済の変遷』（東洋経済新報社、大正一五年）一七八―一七九頁の表。
- (2) 同右、一八〇頁。
- (3) 同右、一七八―一七九頁の表。
- (4) 同右、一〇〇頁の表。
- (5) 山崎延吉「空前の農民運動に就て」、『帝国農会報』第一卷二号 大正一〇年 四一―四五頁。
- (6) 暉峻衆三『日本農業問題の展開』上（東京大学出版会、昭和四五年）二〇七頁。
- (7) 前掲註(1) 一八三頁。
- (8) 山崎は、模範村は「人を得て模範村たる所は其の人死して亡びざるは尠く、古来の惰性によりて優良町村たるものは文明の悪影響によつて崩壊され易い」（『農村之経営』（裳華房、大正四年）一一九頁）と模範村の弱点を指摘している。
- (9) 山崎延吉『農村計画』（泰文館、昭和二年）七〇頁。
- (10) 同右、五一―六頁。

(11) 山崎延吉「地主の心得」(大正九年)、『山崎延吉全集』第
六卷、三九三頁。

(12) 前掲註(9) 五二―五三頁。

(13) 同右、七九―八八頁。

(14) 同右、三頁。

(15) 同右、三九―四〇頁。

(16) 同右、三〇五頁。

(17) 山崎延吉「小作争議と小作法」、『農政研究』第四卷一
号 大正一五年 三〇頁。

(18) 前掲註(9) 三〇六頁。

(19) 同右、三〇七頁。

(20) 同右、三〇八頁。

(21) 同右、三〇九頁。

(22) 『農村自治の研究』五〇〇頁。

(23) 同右、三一〇―三一一頁。

(24) 同右、三一二頁。

(25) 同右、三五一頁。

(26) 同右、九〇頁。

(27) 同右、九二頁。

(28) 同右、二頁。

(29) 同右、八六―八七頁。

(30) 同右、七一頁。

(31) 同右。

(32) 同右、八七頁。

(33) 同右、九一頁。

(34) 同右、七一頁。

(35) 同右、八七頁。

(36) 同右、一一五頁。

(37) 同右、一〇五頁。

(38) 同右、一〇七頁。

(39) 同右、六〇頁。

(40) 同右、五八―五九頁。

(41) 同右、一〇八頁。

(42) 前掲註(9) 一〇九―一一〇頁。

(43) 同右、一七二頁。

(44) 同右、一七五頁。

(45) 山崎延吉「所謂重大なる国策 農村と移殖民政策」『農政
研究』第五卷四号 昭和二年 一九頁。

(46) 前掲註(9) 一一三―一一四頁。

(47) 同右、一一七頁。

(48) 満蒙については、昭和三年に訪れ、柳条溝事件当日に奉
天に滞在していた『興村行脚日記』『興村行脚』四四三頁・
昭和三年六月四日条。

(49) 前掲註(9) 一一四頁。

(50) 同右、一二四―一二五頁。

(51) 『農家の経済』一四一頁。

(52) 昭和二年の国定教科書・高等小学校読本(農村用)に「日
本デンマーク」がとりあげられている。

- (53) 山崎延吉「齊家の栞」『山崎延吉全集』第四卷、九九頁。
 山崎の造語の「多角形農業」は、現在は「多角的農業経営」と呼ばれ、農業用語として一般的に使われている。
- (54) 前掲註(9) 一二〇頁。
- (55) 同右、九七頁。
- (56) 同右、九九頁。
- (57) 同右、一〇一頁。
- (58) 同右、一〇二頁。
- (59) 同右、一〇三頁。
- (60) 同右、一六四—一六七頁。
- (61) 前掲註(22) 一八九頁、一九九—二〇三頁。
- (62) 同右、二〇〇頁。
- (63) 同右、二〇三頁。
- (64) 同右、二〇四—二〇五頁。
- (65) 同右、二〇八—二〇六頁。
- (66) 同右、三三二—三三三頁。
- (67) 同右、三三四頁。
- (68) 同右、三三五—三三六頁。
- (69) 前掲註(9) 三三七—三三八頁。
- (70) 同右、一三頁。
- (71) 同右、一五頁。
- (72) 同右、一七頁。
- (73) 同右、二四頁。
- (74) 同右、一七一—一八頁。
- (75) 同右、二一—二二頁。
- (76) 同右、七七頁。
- (77) 同右、二九五頁。
- (78) 同右、二九六—二九七頁。
- (79) 同右、二九七—二九九頁。
- (80) 山崎は、農村啓蒙活動の一形式として、村民全員を対象とする「全村学校」を行っている。これは、大正一二年から始められたものであるが、主な講師を山崎が務め、二、三日にわたり開催された(『回顧録』二二四—二二七頁)。
- 開催地は福島、岐阜、愛知等の諸県に及んでいる。
- (81) 前掲註(9) 三〇〇—三〇二頁。
- (82) 『更生農村教育』(賢文館、昭和九年) 一二頁。
- (83) 山崎延吉「農民道の闡明」『山崎延吉全集』第五卷、一六一—一七頁。